

## 1. 議事日程

〔平成27年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

平成27年 9月10日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                     |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 認定第1号 平成26年度安芸高田市一般会計決算の認定について                 |
| 日程第4  | 認定第2号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について           |
| 日程第5  | 認定第3号 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について          |
| 日程第6  | 認定第4号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について             |
| 日程第7  | 認定第5号 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について           |
| 日程第8  | 認定第6号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について          |
| 日程第9  | 認定第7号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について    |
| 日程第10 | 認定第8号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第11 | 認定第9号 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について          |
| 日程第12 | 認定第10号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第11号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について          |
| 日程第14 | 認定第12号 平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第15 | 認定第13号 平成26年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について       |
| 日程第16 | 議案第41号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第17 | 議案第42号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例           |
| 日程第18 | 議案第43号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第19 | 議案第44号 安芸高田市立学校設置条例等の一部を改正する条例                 |
| 日程第20 | 議案第45号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第21 | 議案第46号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第22 | 議案第47号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例                    |

- 日程第 2 3 議案第48号 物品購入契約の締結について【災害対応特殊救急自動車購入】  
 日程第 2 4 議案第49号 平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）  
 日程第 2 5 議案第50号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
 日程第 2 6 議案第51号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 日程第 2 7 議案第52号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 日程第 2 8 議案第53号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第 2 9 議案第54号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第 3 0 議案第55号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第 3 1 議案第56号 平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）  
 日程第 3 2 発議第5号 国際平和支援法案と平和安全法制整備法案制定に反対する意見書について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

14番	塚本近	15番	藤井昌之
-----	-----	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	浜田一義	教育長	永井初男
総務部長	杉安明彦	企画振興部長	武岡隆文
市民部長	小笠原義和	産業振興部長	清水勝

福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川 實知則	産業振興部特命担当部長	山 平 修
建設部長兼公営企業部長	西 原 裕 文	教 育 次 長	叶 丸 一 雅
消 防 長	久 保 高 憲	会 計 管 理 者	広 瀬 信 之
八千代支所長	河 野 雄 二	美土里支所長	毛 利 幹 夫
高宮支所長	中 谷 文 彦	甲 田 支 所 長	小 玉 勝
向原支所長	神 岡 眞 信	総 務 課 長	土 井 実 貴 男
財 政 課 長	河 本 圭 司	政 策 企 画 課 長	西 岡 保 典
監 査 委 員	木 原 張 登	監査委員事務局長	柿 林 浩 次

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	外 輪 勇 三	事 務 局 次 長	近 永 義 和
総 務 係 長	森 岡 雅 昭	専 門 員	大 足 龍 利



午前10時00分 開会

- 山本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長、及び代表監査委員より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より議会の委任による専決処分事項について1件の報告がありました。  
第3点、市長より3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について5件の報告がありました。  
第4点、監査委員より平成27年6月分、及び7月分の例月出納検査の報告がありました。  
第5点、監査委員より財政援助団体等、監査の結果について報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 山本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、14番塚本近君、及び15番 藤井昌之君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 山本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会報告をいたします。  
平成27年第3回定例会の運営につきまして、去る、8月10日及び9月3日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から10月2日までの23日間といたしました。

議事の都合により、9月11日から13日並びに、9月16日から10月1日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定13件、議案16件、発議1件の計30件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第13号までの13件につきましては、提案理由の説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託、議案第49号から第56号までの8件につきましても、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

また、議案第41号から第43号までの3件につきましては、総務企画常任委員会へ付託することといたしました。

その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、9月3日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配布した一覧表のとおり、文教厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、13人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、9月14日を6人、15日を7人といたします。

以上、報告を終わります。

○山本議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は23日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

|       |       |                                       |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 日程第3  | 認定第1号 | 平成26年度安芸高田市一般会計決算の認定について              |
| 日程第4  | 認定第2号 | 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について        |
| 日程第5  | 認定第3号 | 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について       |
| 日程第6  | 認定第4号 | 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第7  | 認定第5号 | 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について        |
| 日程第8  | 認定第6号 | 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について       |
| 日程第9  | 認定第7号 | 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 | 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決              |

算の認定について

日程第11 認定第9号 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について

日程第12 認定第10号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について

日程第13 認定第11号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について

日程第14 認定第12号 平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

日程第15 認定第13号 平成26年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○山本議長 日程第3、認定第1号「平成26年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第15、認定第13号「平成26年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成27年第3回定例会を招集させていただきましたところ、皆さん、御多用の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会へは、平成26年度の決算認定議案13件、条例及び補正予算関係の議案16件を提出しております。どうか、よろしく御審議を賜りたいと思います。

それでは、認定第1号から認定第13号までの提案理由について、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項、及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、平成26年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算並びに安芸高田市水道事業決算の認定を求めるものであります。

認定第1号から認定第13号まで、一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号「平成26年度安芸高田市一般会計決算」は、歳入総額213億2,420万9,406円、歳出総額205億4,266万9,850円で、実質収支7億8,153万9,556円となりました。

次に、認定第2号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算」は、歳入総額40億9,757万2,265円、歳出総額37億8,063万7,835円で実質収支3億1,693万4,430円となりました。

次に、認定第3号「平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算」は、歳入総額4億3,383万798円、歳出総額4億2,588万6,940円で、実質収支794万3,858円となりました。

次に、認定第4号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計決算」は、

歳入総額43億6,762万2,418円、歳出総額42億8,826万792円で、実質収支7,936万1,626円となりました。

次に、認定第5号「平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計決算」は、歳入総額5,152万6,041円、歳出総額5,152万5,964円で、実質収支77円となりました。

次に、認定第6号「平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額4億802万7,657円、歳出総額4億797万9,837円で、実質収支4万7,820円となりました。

次に、認定第7号「平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額4億1,403万36円、歳出総額4億1,397万5,612円で、実質収支5万4,424円となりました。

次に、認定第8号「平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算」は、歳入総額4億2,860万5,693円、歳出総額4億2,856万179円で、実質収支4万5,514円となりました。

次に、認定第9号「平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算」は、歳入総額2億9,402万5,270円、歳出総額2億9,395万694円で、実質収支7万4,576円となりました。

次に、認定第10号「平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算」は、歳入総額999万9,572円、歳出総額991万4,371円で、実質収支8万5,201円となりました。

次に、認定第11号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算」は、歳入総額9億7,410万7,240円、歳出総額9億7,397万1,582円で、実質収支13万5,658円となりました。

次に、認定第12号「平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算」は、歳入総額1,353万9,176円、歳出総額1,352万498円で、実質収支1万8,678円となりました。

次に、認定第13号「平成26年度安芸高田市水道事業決算」の収益的収入及び支出の決算額は、収入額2億9,368万7,689円、支出額2億7,665万5,218円で、当年度純利益は473万8,950円で、当年度未処分利益剰余金は2億4,478万8,653円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額は、収入額1億6,067万1,853円、支出額2億5,761万7,051円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,694万5,198円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,229万3,521円、当年度分損益勘定留保資金7,350万8,895円、及び建設改良積立金1,114万2,782円で補てんしたものであります。

以上、13議案につきまして、慎重に御審議いただき、適切なる認定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○山本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 広瀬信之君。

○広瀬会計管理者

「平成26年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算」につ

きまして、決算書に基づいて、要点の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の歳入歳出決算でございます。決算書の5ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額216億9,832万8,000円、調定額222億6,080万2,828円に対しまして、収入済額は213億2,420万9,406円で、収納率は95.8%でございます。

2,876万2,935円の不納欠損処分を行い、9億824万4,996円が収入未済となりました。この収入未済額には、繰越明許費に係る財源でございませぬ、国庫支出金、県支出金、市債、分担金及び負担金などが含まれております。

次に、歳出の決算でございます。

11ページをお開きください。

予算現額216億9,832万8,000円に対して、支出済額は、205億4,266万9,850円で、執行率は94.7%でございます。

繰越明許費として、5億7,135万5,000円を翌年度に繰り越しいたしております。

14ページをお開きください。

以上の結果によりまして、平成26年度一般会計の収支決算は、歳入総額213億2,420万9,000円、歳出総額は205億4,267万円となり、歳入歳出差引額は、7億8,153万9,000円となりましたので、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

なお、実質収支額は、繰越明許費に係る一般財源等1億6,805万1,000円を差し引いた6億1,348万8,000円の黒字となり、このうち5億円を地方自治法第233条の2の規定により、減債基金に繰り入れをいたしました。

それでは、主な歳入につきまして、款別に御説明をいたします。

15ページをお開きください。

1款、市税は、収入済額34億1,989万727円で、調定額に対する収納率は95.6%でございます。

2,751万4,974円の不納欠損処分を行い、1億3,140万2,874円が収入未済となりました。

19ページをお開きください。

10款、地方交付税は、収入済額99億217万8,000円でございます。

12款、分担金及び負担金は、収入済額3億839万735円で、収納率は、96.7%でございます。保育所保護者負担金などや、事業の繰越に伴いませぬ農業費分担金等を含め、1,053万7,581円が収入未済となりました。

23ページをお開きください。

13款、使用料及び手数料は、収入済額3億4,917万4,485円で、収納率は、97.5%でございます。

市営住宅使用料、し尿処理手数料等、900万5,490円が収入未済となりました。

29ページをお開きください。



14款、国庫支出金は、収入済額17億662万9,781円で、収納率は91.8%でございます。

収入未済額1億5,170万9,000円は、事業の繰越に伴います、災害復旧費国庫負担金、総務費国庫補助金等の一部が、収入未済となったものでございます。

35ページをお開きください。

15款、県支出金は、収入済額15億7,963万5,197円で、収納率は89.8%でございます。

収入未済額1億7,983万3,000円は、事業の繰越に伴います、農業費県補助金等の一部が、それぞれ収入未済となったものでございます。

55ページをお開きください。

20款、諸収入は、収入済額2億3,535万3,567円で、収納率は、39.5%でございます。

124万7,961円の不納欠損処分を行い、貸付金等、3億5,985万7,051円が収入未済となりました。

63ページをお開きください。

21款、市債は、収入済額23億5,180万円で収納率は、97.3%でございます。

収入未済額6,590万円は、事業の繰越に伴います充当事業債がそれぞれ収入未済となったものでございます。

続いて、歳出につきまして、款別に御説明をいたします。

69ページをお開きください。

1款、議会費は、支出済額1億9,231万79円で、執行率は97.4%でございます。

2款、総務費は、支出済額33億5,326万8,750円で、執行率は93.3%でございます。

繰越明許費4,785万6,000円は、事業の繰越に伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

85ページをお開きください。

3款、民生費は、支出済額54億1,492万7,280円で、執行率は97.1%でございます。

繰越明許費784万1,000円は、事業の繰越に伴います工事請負費を翌年度へ繰り越したものでございます。

97ページをお開きください。

4款、衛生費は、支出済額15億9,479万646円で、執行率は93.9%でございます。

繰越明許費2,432万7,000円は、事業の繰越に伴います委託料、工事請負費を、翌年度へ繰り越したものでございます。

103ページをお開きください。

5款、労働費は、支出がございませんでした。

6款、農林水産業費は、支出済額14億5,360万2,803円で、執行率は

87.9%でございます。

繰越明許費1億6,496万8,000円は、事業の繰越に伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

111ページをお開きください。

7款、商工費は、支出済額1億1,556万8,156円で、執行率は56.4%でございます。

繰越明許費8,343万円は、事業の繰越に伴います負担金補助及び交付金を翌年度へ繰り越したものでございます。

113ページをお開きください。

8款、土木費は、支出済額15億981万4,164円で、執行率は92.8%でございます。

繰越明許費8,015万8,000円は、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

121ページをお開きください。

9款、消防費は、支出済額10億4,592万7,876円で、執行率は95.1%でございます。

繰越明許費1,954万7,000円は、事業の繰越に伴います備品購入費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

123ページをお開きください。

10款、教育費は、支出済額14億622万3,613円で、執行率は97.6%でございます。

繰越明許費778万円は、事業の繰越に伴います委託料等を翌年度へ繰り越したものでございます。

139ページをお開きください。

11款、災害復旧費は、支出済額3億1,751万2,020円で、執行率は68.8%でございます。

繰越明許費1億3,544万8,000円は、事業の繰越に伴います工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

12款 公債費は、支出済額41億3,872万4,463円で、執行率は99.9%でございます。

141ページをお開きください。

13款、予備費につきましては、7つの目に、578万4,000円を充当いたしております。

歳出につきましては、以上でございます。

これから御説明をいたします11の特別会計の決算につきましては、各会計とも、実質収支概要の説明とさせていただきます。

初めに、「国民健康保険特別会計の歳入歳出決算」でございます。

152ページをお開きください。

歳入総額40億9,757万2,000円、歳出総額37億8,063万8,000円で、歳入歳出差引額は、3億1,693万4,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。なお、調定に対する歳入の収納率は、96.9%で、国

民健康保険税、1億2,204万21円が収入未済となっております。

次に、「後期高齢者医療特別会計」でございます。

180ページをお開きください。

歳入総額4億3,383万1,000円、歳出総額4億2,588万7,000円で、差引、794万4,000円の黒字となり、これを、翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、歳入の収納率は99.9%で、後期高齢者医療保険料96万3,674円が収入未済となっております。

続いて、「介護保険特別会計」でございます。198ページをお開きください。

歳入総額43億6,762万2,000円、歳出総額42億8,826万1,000円で、差引、7,936万1,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、歳入の収納率は99.8%で、介護保険料875万5,222円が収入未済となっております。

次に、「介護サービス特別会計」でございます。

228ページをお開きください。

歳入総額、歳出総額ともに5,152万6,000円でございます。歳入の収納率は100%で、収入未済はございません。

次に、「公共下水道事業特別会計」でございます。238ページをお開きください。

歳入総額4億802万8,000円、歳出総額4億798万円で、差引額は、4万8,000円となり、これを、翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の収納率は99.7%で、加入者分担金及び下水道使用料141万3,073円が収入未済となっております。

次に、「特定環境保全公共下水道事業特別会計」でございます。

252ページをお開きください。

歳入総額4億1,403万円、歳出総額4億1,397万6,000円で、差引、5万4,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の収納率は99.6%で、下水道使用料、154万1,025円が収入未済となっております。

次に、「農業集落排水事業特別会計」でございます。

266ページをお開きください。

歳入総額4億2,860万6,000円、歳出総額、4億2,856万円で、差引額は、4万6,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の収納率は、99.7%で、下水道使用料111万6,830円が収入未済となっております。

次に、「浄化槽整備事業特別会計」でございます。

280ページをお開きください。

歳入総額2億9,402万5,000円、歳出総額、2億9,395万1,000円で、差引、7万4,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

なお、歳入の収納率は99.4%で、浄化槽使用料183万3,387円が収入未済となっております。

次に、「コミュニティ・プラント整備事業特別会計」でございます。  
294ページをお開きください。

歳入総額1,000万円、歳出総額、991万4,000円で、差引、8万6,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の収納率は100%で、収入未済はございません。

次に、「簡易水道事業特別会計」でございます。306ページをお開きください。

歳入総額9億7,410万7,000円、歳出総額9億7,397万2,000円で、差引額は、13万5,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の収納率は99.6%で、水道使用料、352万50円が収入未済となっております。

次に、「飲料水供給事業特別会計」でございます。320ページをお開きください。

歳入総額1,353万9,000円、歳出総額、1,352万円で、差引、1万9,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

なお、歳入の収納率は99.5%で、水道使用料6万5,345円が収入未済となっております。

325ページ以降につきましては、公有財産、債権、物品、基金等の財産に関する調書でございます。

以上で、平成26年度一般会計及び各特別会計の決算の要点説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から、本13件に関する審査意見の報告を求めます。

代表監査委員 木原張登さん。

○木原代表監査委員 平成26年度の一般会計、特別会計、及び水道事業会計の決算審査並びに決算に基づく健全化判断比率等の審査でございますが、その執行状況につきまして、安芸高田市監査基準に基づき、水戸監査委員と審査を行い、合議に達しましたので御報告を申し上げます。

初めに、平成26年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査意見につきまして、お手元に配付されております意見書により、御報告申し上げます。

審査に付されました、平成26年度安芸高田市一般会計、及び11の特別会計の決算書、及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求め、審査を行いました。

審査の結果、決算関係書類は、関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類と照合審査の結果、その計数は正確であることを認め、また予算の執行についてもおおむね適正であると認めました。

決算の状況は、一般会計、特別会計を合わせた総額では、形式収支、実質収支は黒字、単年度収支は赤字となっており、市債の借入残高は451億7,162万3,000円と、前年度より3.5%減少し、収入未済高は6億

5,205万2,000円で、前年度より0.6%減少しております。

普通会計の財政構造を見ますと、財政力指数は0.326で、前年度より0.003ポイント上昇しましたが、経常収支比率も前年度より3.2ポイント上昇し、91.3%となり、経常一般財源の乏しい状況が続いております。

意見でございますが、これもお手元の意見書に定めておりますが、その概要を申し上げます。

平成26年度は、新市建設計画の成果等を検証し、合併当初のまちづくりから次の段階へつながるしめくくりの1年でございます。

財政状況では、普通交付税の合併特例加算措置の減額が始まりましたが、歳出の抑制によって普通会計の単年度収支は黒字となっており、今後も効率的な事業の執行に努めていただき、行政経営にあたられることを望むものでございます。

個別の項目として5点、列記をさせていただいておりますが、その主なもの3点について御紹介させていただきます。

1点目として収入未済でございます。市税等滞納整理対策本部がよく機能し、収納率等の向上が図られております。引き続き、債権管理能力に磨きをかけられ、自主財源の確保をお願いいたします。

2点目は、学校規模適正化についてでございます。推進計画の目標年次にややおくれはありましたが、関係者等の対話に重点を置いて、計画を進めておられます。保護者や地域の皆さんとともに、よりよい教育環境の整備に取り組んでいただくことを望みます。

3点目に、公共施設等総合管理計画についてでございますが、今回、現状を分析調査を踏まえ、施設の管理方針を示されました。当市の財政状況はより厳しい状況となっております。管理方針に沿って、市民に丁寧に説明をされ、適切な施設管理を早期に実施し、将来負担の軽減に努めていただきたいと考えております。

次に、平成26年度安芸高田市水道事業の決算に関する審査意見につきまして、お手元に配付されております意見書により、御報告申し上げます。

審査に付されました、平成26年度安芸高田市水道事業の決算につきましては、決算書、財務諸表、及び附属書類について関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、経営成績、及び財政状況が適正に表示されているか、関係職員の説明を求め、審査を行いました。

審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類と照合審査の結果、その計数は正確で、当年度の経営成績、及び当年度末現在の財政状況を明瞭に表示しているものと認めました。

当年度は、前年度より157万8,000円減少したものの、473万9,000円の純利益を確保しておりますが、主な利益指標であります総収支比率、経常収支比率、営業収支比率は、いずれも前年度を下回り、営業収支比率は96.88%と、100%未満となっております。

財政状況について、キャッシュ・フロー計算書で見ますと、投資活動によるキャッシュ・フローのマイナスを財務活動のキャッシュ・フローにより賄っておりますが、水道事業が投資活動の財源の多くを借入金で調達するためでありまして、企業の支払い能力を示す流動比率や当座比率は正常の範囲内にありますことから、当面、問題はないと考えております。

しかし、今後の経営環境は、平成29年度からの簡易水道事業等の統合による事業規模の拡大、人口減などによる社会的条件の悪化といった要因がさらに事業経営の厳しさをもたらすものと予測しております。このため、一層の経費の節減や料金の見直しなどにより、水道事業の公共性と独立採算事業という経済性のバランスを取られ、安全・安心な水の安定した供給とともに経営基盤の強化を望むものでございます。

続きまして、決算に基づきます財政の状況でございますが、お手元に配付されております、平成26年度安芸高田市健全化判断比率等審査意見書により、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により審査に付されました健全化判断比率、及び資金不足比率が関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め、審査を行いました。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であることを認めました。

審査の結果につきましては、財政健全化を判断する4指標は、いずれも基準値を超えるものではなく、水道事業及び公共下水道特別会計他、4特別会計のいずれも資金不足は生じておりません。

また、実質公債費比率、将来負担比率とも前年度より改善が見られております。今後とも、財政状況に予断を許すことなく、健全で安定した財政運営に努められるよう望むものでございます。

第2次総合計画では、「人がつながる田園都市 安芸高田」を新たな将来像に掲げ、人が集い、育つ、安心して暮らせる地域資源を生かした、この3つの都市像を新しいまちづくりの柱にして、挑戦することとされております。

普通交付税の合併特例加算の段階的減額が始まり、財政運営は一層厳しさを増してまいります。今後は、限られた財源を効果的に活用するため、総合計画に基づいて、より選択と集中を鮮明にして、当市の持つ魅力を顕在化させ、中山間都市のモデルケースとなるよう、これからも財政難に対応され、人がつながる田園都市を実現していかれるよう、要望いたしまして、審査意見の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○山本議長 以上で、審査意見の報告を終わります。

これより本13件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号

を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本13件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第41号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

- 山本議長 日程第16、議案第41号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第41号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、通知カード及び個人番号カードが交付されることに伴い、当該カードの再交付手数料について定めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第42号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

- 山本議長 日程第17、議案第42号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第42号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、特定個人情報の庁内連携及び同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供に関し、必要な措置を講じるために、新たに条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第43号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 山本議長 日程第18、議案第43号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第43号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されたことに伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保し、及び特定個人情報の開示、訂正等を実施するための必要な措置を講じるために、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第44号 安芸高田市立学校設置条例等の一部を改正する条例

- 山本議長 日程第19、議案第44号「安芸高田市立学校設置条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第44号「安芸高田市立学校設置条例等の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、広島法務局において、八千代町勝田地区、八千代町上根地区、八千代町佐々井地区及び八千代町下根地区の山耕重複地番の解消作業が行われ、4地区の山地番にかかる地番が変更されたことに伴い、関係する4条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。



この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第44号「安芸高田市立学校設置条例等の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

議案書にあわせまして、説明資料の提出をいたしておりますので、そちらのほうから説明をさせていただきます。説明資料の裏面をごらんいただきたいと思います。

昨年の第3回定例会、9月議会においても同様の条例改正を行っておりますが、趣旨は、広島法務局が行います山地番、耕地番における同一地番解消作業に伴う、本市関係条例を一括整理するための条例改正でございます。

次に、条例改正の理由でございますが、広島県内では、同一、大字内の耕地と山間地に同一の地番が付され、いわゆる重複地番が多数存在している実情がございます。このことから、不動産登記関係の各種行政サービスにおいてトラブルが発生しており、これらを解消するため、大字内の山地番のほうの地番を変更することとして、法務局において順次作業が進められているところでございます。

今回の作業は、安芸高田市八千代町勝田、上根、佐々井、及び下根の4地区で作業が終了し、山地番のほうにそれぞれ1万が加算され、その旨法務局より通知を受けたところでございます。ちなみに、昨年度は同じく八千代町の土師、向山において作業が終了しており、本年度で八千代町は終了することとなります。

次に、議案書の説明をさせていただきます。議案書のほうは2ページ、2ページ以降に、右が改正前、左が改正後で整理をしておりますように、それぞれの地番に1万を加算した地番を変更後として条例改正をいたすものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番 金行哲昭君。

○金行議員 1点、お聞きします。

我が市では、同一の地番がまだあるということをおっしゃいますし、これはそういうトラブルが起きたときにやるのか、事前にそういうところを把握されたらやるのか、その1点をお聞きします。

○山本議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 御質問にお答えをいたします。

山地番、耕地番の解消作業というのは、不動産登記法に基づく不動産登記において、同一地番が存在することによって、今はインターネットなどで検索することもできますが、そのときに不具合が出てくるということが不動産登記の行政サービスにおいて、先ほど申し上げたトラブル

が出ておるといことですので、これを事前に解消していくためにかなりの数がありますので、順次進めていく。

主には、全国で言えば、広島県と山口県にこの事例が多いと聞いております。広島県においては、全市町においてこういう事例がありますので、広島県下、順次、この作業が進められていると聞いております。

ちなみに、安芸高田市においては、平成25年度、26年度で八千代町が終了いたしましたので、次に予定としましては、美土里町の作業に入っていくというふうにお聞きしております。ですから、今から順次、この作業が進む中でそういったトラブルの解消を図っていくというふうに聞いております。以上でございます。

○山本議長 ほか質疑はありますか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。  
(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第44号「安芸高田市立学校設置条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第45号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第20、議案第45号「安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第45号「安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月から美土里町の公立保育所を「みどりの森保育所」に統合し、「ひまわり保育所」を閉園したことにより、安芸高田市保育所条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 議案第45号「安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例」について、

要点の御説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月に策定した「安芸高田市保育所規模適正化推進計画」に基づき、平成27年4月から美土里町の安芸高田市立ひまわり保育所を安芸高田市立みどりの森に保育所統合し、安芸高田市立ひまわり保育所を閉園したことにより、安芸高田市保育所条例の一部を改正するものでございます。

議案のほうをごらんいただきたいと思います。

本案は、安芸高田市保育所の名称及び位置を規定しております、安芸高田市保育所条例の別表（第2条）関係の中から、安芸高田市立ひまわり保育所の記述を削除するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○山本議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

内容については理解をするんですが、4月から1園になったということで、時期的なずれというのは、どういうことでこうふうな時期になったのか、お知らせ願ひたいと思います。

○山本議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長

今回の統合につきましては、3月28日にひまわり保育所の閉園式を行い、4月3日にみどりの森保育所の開園、入園式を行っているところでございます。本来ならば、この時期に条例の改正をお願いするタイミングだったと考えておりますが、失念しておりましたことを大変申しわけなく遺憾に思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○山本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号「安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第46号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第21、議案第46号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第46号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災による福島復興再生特別措置法が改正されたことにより、「居住制限者」を規定した条文が、第29条第1項から第39条に変更されたため、条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 議案第46号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」について、要点の説明を申し上げます。

議案第46号の2ページ、新旧対照表をごらんください。

本案は、東日本大震災による福島復興再生特別措置法の居住制限者を規定した条文が、第29条第1項から第39条に改正されたことに伴いまして、この法律を引用しております、安芸高田市営住宅条例第6条第1項の居住制限者を規定した条文につきまして、右側の改正前の欄の第29条第1号から左側の改正後の欄の第39条に改正するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第47号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第22、議案第47号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第47号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、市有住宅の入居期間について、新たな定期契約を再び結ぶ場合に、現行の入居可能日から2年を超えない範囲で指定するものを別に定める基準を満たすときには、入居期間の満了日の翌日から、4年を超えない範囲に指定することができるものに改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 議案第47号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」について、要点の説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市有住宅条例の安芸高田市有住宅等への入居期間について改正を行うものでございます。

議案第47号の2ページの新旧対照表をごらんください。

改正前の市有住宅の入居期間は2年を超えない範囲で市長が指定することとしておりましたが、改正後の第13条3項の規定によりまして、家賃の納付状況等で別途基準を定めまして、基準を満たしているものに対しては2回目の再契約から入居期間を4年を超えない範囲で市長が指定することができるものに改正をするものでございます。したがって、再契約の入居期間を2年から4年に延伸することによりまして、入居者の再契約手続の負担を軽減するものでございます。

なお、この条例は、平成28年3月1日から施行することといたします。

以上で要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第48号 物品購入契約の締結について【災害対応特殊救急自動車購入】

○山本議長 日程第23、議案第48号「物品購入契約の締結について【災害対応特殊救急自動車購入】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第48号「物品購入契約の締結について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、災害対応特殊救急自動車を、広島トヨタ自動車株式会社 広島北店と1,890万円で、物品購入契約を締結することについて、「安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 それでは、議案第48号「物品購入契約の締結について」の要点の御説明を申し上げます。

議案書をごらんください。

1、契約の目的でございますが、災害対応特殊救急自動車購入でございます。

2、契約の方法は、随意契約でございます。

3、契約の金額は、1,890万円でございます。

4、契約の相手方は、広島市安佐南区緑井6丁目30番19号、広島トヨタ自動車株式会社 広島北店 店長 川崎貴久でございます。

本案は、契約金額が1,890万円でございますが、安芸高田市財務規則第99条の規定に基づき、設定した予定価格が2,000万円を超えることから、議会の議決を求めるものでございます。

災害対応特殊救急自動車について、概要を御説明申し上げます。

このたび更新する救急自動車は、平成19年3月の登録後、9年目を迎え、走行距離が17万キロに達するものとなっております。災害対応特殊救急自動車の名称でございますが、これは、国の補助金要綱に定める名称でございます。当市消防本部で運用しております、いわゆる高規格救急自動車と呼んでおりますが、これと同じ規格の救急自動車でございます。

本事業は、年度初めに国庫補助金の交付申請を行い、交付決定をいた

だいたのところでありまして、補助金額は996万1,000円でございます。

次に、契約につきましては、高規格救急自動車が艤装を必要とする特殊車両であるため、対応できる業者がトヨタ自動車と日産自動車の2社でございます。広島県内に本社及び支店を有し、本事業を誠実に履行できる業者であるこの2社を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約といたしております。

以上で要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 特に資料等ありませんので、具体的な中身を調べればよかったんですが、平成19年に購入した車両が、走行距離も大きく更新するということですが、その当時の規格のものとどういったところが変わってきたのか。あるいは、性能が上がってきた部分も当然あると思うんですね。そういったところをもう少し、詳細の説明をいただきたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 特に更新でございますから、積載する救急の資機材等をふやすとか、そういったことはございません。

いわゆる救急車に積載する資機材は、救急業務実施基準という国の定めがありまして、それに基づいて積載しております。その積載の仕方、あるいは使い勝手のよさということが艤装になってまいるわけでございます。そういったことに関しましては、現行の車両と積載品は変わりませんので、そういったものについての変更はございません。

それから、自動車自体の性能でございますが、これは各メーカーの努力によって性能が上がっている部分もあるかとは思いますが、基本的には国が定める補助要綱に準じたものであればよいというふうになっております。

以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 機能的にはほとんど変わっていないということですね。

平成19年の購入価格は幾らですか。

○山本議長 答弁を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 申しわけありません。前回の購入金額につきましては、手元に資料を持ちあせておりません。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 機能も変わってない、年数も7、8年経過しているということですから、

その辺の進化もしておる部分も多少はあるだろうとは思いますが、その当時の購入価格と比較をして、当然見積もりをとるというようなこともやられておると思うんですね。そういったことさえ答弁できないというのは、少し準備不足だと思いますが、再度、答弁をお願いしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 このことに関しましては、まことに申しわけございません。

要点説明の中にも若干触れさせていただきましたが、この救急車に対応できる業者が2社でございまして、今回の予算の見積もりをとるときに、前回は日産自動車が辞退しておりまして、今回も参加する意向を示しておりませんでしたので、トヨタ自動車から設計書に基づく見積もりを徴したということが現状でございまして、それを高い、安い、前回とどうだったという比較のできるものではございませんでした。これが実情でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

この際、11時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

答弁を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 前回の救急車更新の購入金額でございまして、平成24年度に同じ型の救急車を更新しておりまして、これが直近の更新のものでございます。これが、1,860万6,000円でございます。

ただ、この当時と消費税率が異なりますので、一律な価格比較はできないかとは思いますが、今回の1,890万円というのは、消費税アップ分以下に抑えられておる、当時から言いますと。そういうことで、企業努力をしていただいたのかと感じております。以上でございます。

○山本議長 以上をもって答弁を終わります。

熊高議員、今度4回目になりますが、質疑をまとめていただきたいと思っております。

暫時、休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまの答弁が少し不明なところがあったため、議長判断として再



質疑を認めたいと思います。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 平成24年ということですが、これのメーカーはどこかということと、メンテナンスを含めて、そういった部分も含めて、広島県内にあるトヨタ、日産が該当するんだというようなお話がありました。他市での購入価格、そういったものも当然調べればわかるわけですね。そういった調査をされた結果はどのようになっていますか。

○山本議長 答弁を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 他市の実績も調べておりますが、これらもほぼ同じ金額になっております。

メーカーにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが、前回は日産自動車が辞退しましたので、トヨタ自動車と随意契約をしております。以上です。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号「物品購入契約の締結について【災害対応特殊救急自動車購入】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第49号 平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第50号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第51号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第52号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第53号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第29 議案第54号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業

特別会計補予算（第1号）

日程第30 議案第55号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第31 議案第56号 平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○山本議長 日程第24、議案第49号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件から、日程第31、議案第56号、「平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの8件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第49号から第56号まで、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第49号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、4億6,386万9,000円を減額し、予算の総額を195億4,079万5,000円とするものであります。

次に、議案第50号「平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、502万2,000円を追加し、予算の総額を43億3,556万6,000円とするものであります。

次に、議案第51号「平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、705万5,000円を追加し、予算の総額を4億4,962万8,000円とするものであります。

次に、議案第52号「平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,551万2,000円を追加し、予算の総額を44億8,358万3,000円とするものであります。

次に、議案第53号「平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、539万8,000円を追加し、予算の総額を2億6,411万4,000円とするものであります。

次に、議案第54号「平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、301万

5,000円を追加し、予算の総額を4億4,102万3,000円とするものであります。

次に、議案第55号「平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、290万4,000円を追加し、予算の総額を4億2,223万8,000円とするものであります。

次に、議案第56号「平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の営業費用26万円の減額、及び営業外費用27万6,000円を減額し、予備費を53万6,000円増額するものであります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的支出につきましては、11万7,000円を増額し、予定総額を2億77万7,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,982万3,000円は、当年度分消費税及び、地方消費税資本的収支調整額704万4,000円、当年度分損益勘定留保資金7,273万6,000円、建設改良積立金4万3,000円で補てんするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費につきましては、26万円を減額し、1,988万1,000円とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案8件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案8件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32 発議第5号 国際平和支援法案と平和安全法制整備法案制定に反対する意見書について

○山本議長 日程第32、発議第5号「国際平和支援法案と平和安全法制整備法案制定に反対する意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 それでは、提出の理由を説明いたします。

国際平和支援法案と平和安全法制整備法案制定に反対する意見書につきまして、提出理由を申し上げます。

政府は、189回通常国会に国際支援法案と平和安全法制整備法案の2法案を提出し、現在、参議院にて審議中であります。

国際平和支援法は、他国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は、集団的自衛権の行使を可能にするための自衛隊法改正案など、10法案を一括したものであります。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の要請に応じて行使できるようにするものであり、戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反するものと思っています。

よって、日本政府においては、集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ安全保障関連法案の徹底した審議と、国民への十分な説明を求めるとともに、広くその合意が得られない場合は、成立させないよう求めるものです。

御審議の上、御採択いただきますよう、よろしく願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

15番 藤井昌之君。

○藤井議員 ただいまの意見書についての反対の討論を行います。

今、世界の情勢を考え見てみますと、日本に対する安全の環境がかなり悪化しているわけでございます。

この法案につきましては、それぞれ学者等の違憲であるという御意見もありますが、これは憲法上の、いわゆる条文に沿った御意見であり、テレビの放映ではされておりましたが、この行使については、国、また政治家の判断にゆだねられる場合については、学者としての踏み込む立場ではないというふうな御意見もあるわけでございます。

こういう今の安全環境が悪化している中で、日本のとる立場といたしまして、万が一の場合、この場合の対処として今回の法案が必要であるというふうに私も思っております。

したがって、無条件に集団的自衛権が発動されるわけはございませんし、今回の法案の中におきましても三要件というものが明解に記されているわけでございます。

国連の憲章51条の中にも集団的自衛権の権利があるわけです。今、国

連に加盟している国は194カ国あるわけでございます。ただし、日本を含め4カ国が、この集団的自衛権の権利を行使していないわけでございます。そうすると、あと190カ国が集団的自衛権を行使できる立場にあるわけですね。今、反対されている団体等については、戦争法案であるというようなことを言われておりますけれども、それでは、国連がその憲章の中で明記されている51条の中の集団的自衛権、この行使できる190カ国というのは、いわゆる戦争国家であるのかということも言えるわけでございます。

いみじくも今年は被爆70周年という節目を迎え、この8月6日を中心とした広島、長崎でのこういう70周年に向けての記念行事が行われてきたわけでございます。

国会議員も国民も戦争をしてもいいという人は、私は誰もいないと思います。したがって、この万が一のときに、個別的自衛権では対応できない部分を、私は日本の立場としてこの関連法案を今提案しているわけでございますので、私は、平和国家日本にとってふさわしい法律であると思っております。

以上の内容におきまして、ただいまの意見書の反対討論とさせていただきます。

○山本議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○山本議長 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論がございましたら、発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 この意見書に対して、私は反対の立場で申し上げたいと思います。

当然、戦争をしていいという観点からではありませんが、現在、5月に国会に上程をされ、衆議院で可決され、そして今参議院の特別委員会で審議中であります。このいろんな審議の経過を見ますと、国民にもまだ理解ができていない部分、あるいは不安な部分が多々見受けられます。そういったことを審議をしてきておりますが、もう既に来週あたり採決をするのではないかというふうなことが言われております。

まだまだ国民の理解を得るという状況には至っていないと思うんです。ただ、国を守る安保環境というのは非常に厳しいというのも一方あります。そういった両方の観点から言いますと、もっともっと国民の理解を得るような審議をしっかりと、いわゆる熟議をするという時間が必要ではないかなという気がしますので、ただ単に反対するというのではなく、さらにしっかりとした議論の場を持ちながら国民に理解をしていく、そういったことが必要ではないかということで、今の時点で単に反対という形にするわけにはいかないという立場で反対討論とさせていただきます。

○山本議長 ほかに反対討論はありませんか。

6番 石飛慶久君。

○石 飛 議 員 発議5号で出されました、国際平和支援法案と平和安全法制整備法案制定に反対する意見に対しまして、反対の意見を述べさせていただきます。

この議場で、昨年の6月定例会において提出者 石飛、賛成者 宍戸議員で、発議第5号として憲法解釈による集団的自衛権の行使容認を行わないことを求める意見書を審議いただき、賛成多数により、安芸高田市議会名で意見書を内閣総理大臣宛に提出しました。

平成26年7月1日、国家安全保障会議決定、閣議決定となり、その後、ことしの2月から審議に入り、昨年の平成26年7月1日より約11カ月が経過し、ことしの6月4日には、衆議院憲法審査会では与党推薦の参考人を含む3人が、集団的自衛権行使を可能にする安全保障関連法案は憲法違反と認識を表明されました。また、多くの憲法学者、元内閣法制官、元最高裁長官などなど、多くの方々の意思表示があらわれたところです。

その反面、先週は、安倍内閣総理大臣が生放送に出演し、安保法案の説明努力をなされるなど、また9月7日には、千葉市の懇話会で石破茂地方創生担当相が安保関連法案に関して、歴史と現状を踏まえながら、国家主権や集団的自衛権などを丁寧な解説し、理解を求められたそうです。

集団的自衛権の行使容認の論争が立法府の中で、約1年足らず平行線のまま続くのは、国民に対する弊害です。立法府において、審議拒否をせず、代案、修正案、与野党がそろい協議をして、早期解決をすることを望むものです。そして、現在の国際情勢の激動をかんがみした場合、一触即発で想定以上のことが起こり得る状況であります。国の存続のみならず、世界の存続が危うい状況を感じる今日このごろだと思えます。

今、国として喫緊の課題は、次世代につなぐ責務、国際社会に対して果たすべき責任であり、中庸中立の立場で国際協調にいる外交努力を基調とした、国民を守るための切れ目のない安全保障整備法案の整備が必要であると思われまます。現在、審議されている参議院で十分に審議され、公聴会においても納得を得て、法制定されることを望むものであります。

よって、発議5号提出されました国際平和支援法案と平和安全法制整備法案制定に反対する意見に対して、反対の討論といたします。

○山 本 議 長 ほかに反対討論はありませんか。

(反対討論なし)

○山 本 議 長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第5号「国際平和支援法案と平和安全法制整備法案制定に反対する意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○山 本 議 長 起立少数であります。よって、本案は、原案否決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月14日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。



午後 0時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員